

建設分野の特定技能外国人 安全安心受入宣言

2019年4月18日

一般社団法人日本建設業連合会

建設分野の特定技能外国人 安全安心受入宣言

建設分野の特定技能外国人（以下、「特定技能外国人」という）が、建設現場で安全かつ安心して働くことができるよう、日建連会員企業は、協力企業・下請企業等と協力して、以下の内容に取り組む。

- 1) 現場入場に際して、建設キャリアアップシステムの登録情報の確認等を行い、不法就労外国人の入場・就労を認めない
- 2) 受入企業に対する必要な日本語能力の確認及び必要に応じた母国語等の活用の要請並びに共通デザインの安全看板の活用等により現場の安全確保を徹底する
- 3) 現場に入場する特定技能外国人につき、適切な報酬、社会保険への加入等の徹底を受入企業に要請し、同等の技能を有する日本人と同等の待遇で安心して働ける労働環境の確保に努める

具体的な取組内容は、別紙「特定技能外国人の建設現場への受入に関する方針」による。

(制度の改正に至る経緯)

本年4月から、改正「出入国管理及び難民認定法」が施行され、新たな在留資格である特定技能外国人労働が建設分野を含めた14分野で認められた。

従来、建設分野における人手不足に対応するため、国土交通省や業界団体等は生産性向上や国内人材確保のための取組を進め、一定の成果を上げてきたところである。しかし、今後見込まれる高齢熟練技能者の大量離職や長時間労働是正に伴い必要となる労働力などを勘案すると、人手不足は深刻な状況にある。こうした状況を踏まえ、向こう5年間で最大4万人の建設分野における特定技能外国人が認められることとされた。

日建連は、当初から、有為な外国人材を受け入れる制度として法改正を基本的

に歓迎しつつ、①業界全体で取り組んでいる日本人建設技能者の処遇改善と整合の取れた日本人と同等の処遇、②現場の安全確保のため、指示を的確に理解できる日本語能力、③需要変動等により雇用が維持できない場合の失踪や不法就労対策など特定技能外国人の受入に係る留意点を指摘してきた。こうした点につき、法令、基本方針、分野別受入方針、国土交通大臣告示等により手当てが講じられたところである。

（業界全体の取組）

このように構築された制度を的確に運用することは建設業界全体の責任である。特に受入企業の責任は重大であり、建設業界全体の自主的な取組も必要とされる。日建連は、適正かつ円滑な特定技能外国人の受入を実現するために建設業界を挙げて協力して設立された（一社）建設技能人材機構に正会員として参加するとともに、他の会員（他の業界団体）とともに、本機構の業界共通ルール「建設業界共通行動規範」の策定を行ったところである。

（元請の団体としての日建連の取組）

特定技能外国人は専門工事企業（日建連会員会社にとっては下請企業）に雇用されることが想定され、賃金・労働時間などの雇用条件は専門工事企業との雇用契約により決められる。一方、安全・衛生などの労働環境については、建設現場を管理する元請企業が主体的に取り組むことが求められる。

こうした観点から、日建連は、「特定技能外国人安全安心受入宣言」を行い、会員企業の建設現場における特定技能外国人の安全を確保するとともに、賃金等の処遇も含めて安心して働ける環境確保に努めるものとする。

具体的取組内容については、「特定技能外国人の建設現場への受入に関する方針（別紙）」によることとする。

（スケジュール）

今後、会員企業は速やかに協力会社など下請け企業に「特定技能外国人安全安心受入宣言」及び「特定技能外国人の建設現場への受入に関する方針」を周知し、協力してその徹底を図る。

当面、日建連は毎年、この宣言の実施状況についてフォローアップを行う。

以上